

第6期練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会委嘱式
第6期第1回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日時 平成22年4月21日(水)午後2時30分から3時30分まで
- 2 場所 練馬区役所本庁舎7階 防災センター
- 3 出席者 内田委員、池田委員、今井委員、柴崎委員、岡澤委員、竹ノ内委員、浅見委員、加賀美委員、柴田委員、中村(弘)委員、西川委員、松島委員、藤井委員、山田(哲)委員、原委員、松村委員、土屋委員、山田(か)委員、かとうぎ委員、総務部長、情報公開課長、情報政策課長、保育課長 ほか
- 4 傍聴人 なし
- 5 議事および配布資料
委嘱式
報告事項
認可保育所の入所申込みにおける書類の紛失について(保育課)資料
その他
- 6 発言内容
(区長) — 区長から第6期練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会委員に委嘱状を交付し、あいさつを行った。 —
(総務部長) ただいまから、第6期第1回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開会させていただきます。本日は、皆様方の互選により、会長、副会長が選ばれるまで、私が進行を務めさせていただきます。それでは、練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例第5条の規定に基づき、審議会の会長および副会長を互選により選出させていただきたいと存じます。
— 互選により、内田委員が会長に、池田委員が副会長に選出された。 —
(総務部長) それでは、ここで内田会長と池田副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。
(会長) ただいまご指名いただき、引き続き会長を務めさせていただくこととなりました、内田でございます。現代の複雑に発達してきた社会において、知る権利と個人情報の保護は、国民にとって重要な利益です。今期につきましても、前期に引き続き、本審議会の役割がしっかりと果たせるように、努力していきたいと存じます。また、委員の皆様のご協力あつての審議会ですので、どうぞよろしくお願申し上げます。
(総務部長) ありがとうございます。引き続きまして、池田副会長からお願いいたします。
(副会長) 副会長にご指名いただいた、池田でございます。審議会は情報公開と個人情報保護に関するものですが、個人情報保護に関する議題・報告がほとんどで、情報公開に関する報告が無いのが気になっています。

案件によっては決を採ることもあり、これは委員の皆様から多種多様な意見が出されている証拠であり、喜ばしいことです。しかし、審議会での議論で、個人情報保護についての異議というよりは、その前提になっている政策、例えば外部委託に対する異議などであって、態度を保留しているのではないかという印象があります。政策の審議は、本来議会の問題ですので議会で審議するのが、本筋だと思います。しかし、私個人もしばしば政策に関して質問したいことがあります。本来の審議会は、個人情報の漏えい等の事故を防ぐための議論であると考えております。しかし、なぜ外部委託するのだろうかという疑念が残ることがあります。なぜ外部委託を行うのかを簡単に説明していただくと、議論も政策論に陥らなくなり、本来の審議会としての議論が進むのではないかと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

(総務部長) ありがとうございます。ただいまの副会長からいただいた提言につきましては、対応していきたいと考えます。それでは、今後の議事の進行は会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(会長) ただいま池田副会長から貴重な提言をいただきました。この点につきましては、総務部長のご発言にもありましたが、前向きに進められていくものと期待して、今後の審議を進めていきたいと思っております。それでは、ただいまから第6期第1回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催します。本日は、報告事項が1件あります。それでは、説明をお願いします。

(保育課長) ー 認可保育所の入所申込みにおける書類の紛失について資料に基づき説明 ー

(会長) ただいまの報告について、意見があればお願いします。

(委員) 紛失した書類は、保護者が窓口へ直接持ってきたのですか。それとも郵送ですか。

(保育課長) 書類は、保護者が窓口へ直接持参しました。その際に、3つの希望園を記入しました。後日、第一希望の園のみに変更したいという申出がありました。

(委員) その後の対応ですが、結局第一希望に入ることはできなかったということですか。

(保育課長) 第二希望の保育園に内定しましたので、第一希望の保育園に入ることはできませんでした。内定した保育園につきましては、ご本人の希望で辞退されました。

(委員) 検討している確認票のやり取りについて説明をお願いします。

(保育課長) 例えば、申込用紙自体に受理印を押してコピーしたものを申込者に渡すという方法などを検討しています。4月入園分だけで、日に300件程度来ている状態ですから、効率性も考慮した受理方法を検討したいと考えています。

- (会長) ほかにありますか。
- (委員) 近年、育児をしながら働いている母親も増えてきているので、負担にならないような方法でかつ、正確な方法を検討していただきたいと思います。
- (保育課長) ご指摘いただいたとおり、保護者の皆様の負担にならない方法を検討していきます。
- (委員) 紛失した書類が探しても見つからなかったということですが、職員が外に持ち出したということは考えられますか。
- (保育課長) 提出いただいた書類は、基本的に保育課内で処理が完結しますので、申請書1枚だけを外に持ち出すということは考えにくいです。
- (委員) 別の書類と一緒にどこかに紛れ込んでしまって、外に出てしまった可能性もあるかもしれません。
- (保育課長) 保育課のスペースで行っているので、いずれにしましても書類の管理は徹底していきます。
- (会長) 入園申込書は、保育課窓口へ直接提出しなければならないのですか。郵送は可能なのでしょうか。
- (保育課長) 窓口での受付は、保育課と区内4総合福祉事務所になります。また、郵送でも受け付けています。
- (会長) 繁忙期で1日300通程度来ると、先ほど説明がありましたが、これは、すべての窓口と郵送受付を合計した数ですか。
- (保育課長) はい、区で受け付けた合計になります。
- (委員) ただいまの説明の中で、受理簿に記載が無いとのことですが、受理簿に記載されていない書類が無くなっているというのは、どういうことなんでしょうか。本来は書類を受け付ければ、受理簿に記載されるわけですので、記載が無いということは、書類自体が出されたのかどうかということも引っかけられます。その点の確認はどのようにしましたか。
- (保育課長) 保護者からは提出した事実について具体的な説明があった一方で、保育課の受理簿には記載が無く、申請書を受け付けた記録がありません。しかし、このままでは水掛け論になってしまいますので、保育課の書類管理の実態を考えますと、別の書類に紛れたか、誤ってシュレッダーにかかってしまった等の理由で紛失したのではないかという結論に達しました。
- (会長) ほかにございますか。本件については以上とします。そのほかに報告事項はありますか。
- (情報政策課長) — 練馬区情報化基本計画について説明 —
- (情報公開課長) 次回の審議会ですが、5月27日午前10時より庁議室にて開催します。
- (会長) それでは、第6期第1回審議会を終わりにします。ご協力ありがとうございました。

平成22年4月21日
健康福祉事業本部
児童青少年部保育課

認可保育所の入所申込みにおける書類の紛失について

認可保育所の入所者については、入所希望者から提出された保育所入所申込書の内容を区が審査し、必要に応じて入所選考会議を開催した上で決定している。

平成22年4月からの保育所の入所申込みに際し、保育課事務室内において、下記のとおり書類を紛失したことが判明した。

記

1 紛失した書類

保育所入園（転園）申込内容変更届 1通

2 記載されている個人情報

住所、保護者氏名、電話番号、児童名、児童の生年月日、希望保育園名

3 経緯

保育所入所申込書の提出があった保護者に対し、平成22年2月23日、保育園の内定通知書を発送したところ、翌24日に当該保護者から区に対して電話があり、今回の入所申込書の提出の後に、希望園変更の届けを区に提出したにもかかわらず、今回内定した園は変更前に希望していた保育園であるとの連絡があった。

直ちに保育課において、受理簿、他の世帯の申込書等を検索したが見つからなかったため、当該保護者に対し、状況を説明しお詫びをした。

4 今後の対応

担当職員に対し、個人情報の扱いについて再度徹底を図った上で、確実に書類を受理するための事務処理について再確認を行った。

なお、提出された書類を区と区民双方で確認するため、新たに提出確認票を作成し、区民に手渡すなどの方法を検討する。